

特定健診・特定保健指導等 Q & A



理事 玉井 修

特定健診等に関するご協力をお願い

特定健診の詳細健診および長寿健診（75歳以上の健診）、40歳未満（生活保護受給者含む）の健診につきまして、会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 詳細健診の実施基準および除外基準について

詳細な健診の項目

対象者のうち、医師の判断により受診しなければならない項目（いわゆる詳細な健診の項目）としては、貧血検査・心電図検査・眼底検査の3項目となる。

なお、実施する場合は、医師は当該項目を実施する理由を医療保険者に明らかにしなければならないことから、健診結果データにその理由を明記し判断した医師名を付記の上でデータを送付する。また、受診者に対しては実施時に十分な説明を行うことが求められる。

医師の判断基準は次の図表に示したとおりであるが、基準に該当した者全員に実施することは適当ではない。受診者の性別・年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。そのため（基準に該当するというだけではなため）にも、判断理由を明記することが必要である。

図表9: 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目: 告示で規定)

| 追加項目 | 実施できる条件(判断基準) | |
|------------------------------|--|---|
| 貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定) | 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者 | |
| 心電図検査(12誘導心電図) 眼底検査 | 前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、血圧及び腹囲等の全てについて、次の基準に該当した者 | |
| | 血糖 | 空腹時血糖値が100mg/dl以上、またはHbA1cが5.2%以上 |
| | 脂質 | 中性脂肪 150mg/dl以上、またはHDL コレステロール 40mg/dl未満 |
| | 血圧 | 収縮期 130mmHg以上、または拡張期 85mmHg以上 |
| | 腹囲等 | 腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定が出来る場合には内臓脂肪面積が100平方cm以上)、またはBMIが25以上の者 |

「詳細な健診」の取扱いについて

H21.3.24作成

| |
|---|
| <p>1. 詳細健診項目 (1)心電図検査 (2)眼底検査 (3)貧血検査</p> <p>2. 条件 (1)、(2)の場合 ・前年度の健診結果等において①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について基準に該当した者 (3)の場合 ・貧血の既往歴を有するもの、または視診等で貧血が疑われる者</p> |
|---|

○確定版44P

- ①上記の基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者。(基準該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当でなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。)
- ②その際、医師は当該健診を必要と判断した理由を医療保険者へ示すとともに、受診者に説明する。
- ③他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者は行う必要はない。
- ④高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者については、詳細な健診を行う必要はない。
- ⑤健診結果から直ちに医療機関受診が必要な者については、受診勧奨を行い、医療機関において診療報酬により必要な検査を実施する。

○特定健診・特定保健指導に関するQ&A集

- 1. 特定健康診査について
- ②特定健診の健診項目について

| 項目番号 | 説明文 |
|------|---|
| 21 | ・前年度の健診データがない場合は、詳細な健診を実施する要件を満たしているか否かを判断することができないため、医療保険者は必ずしも当該健診項目を実施する必要はない。 |
| 26 | ・特定健診の詳細な健診として心電図検査や眼底検査を実施する場合は、前年度の健診結果等実施を判断するための条件が揃うことが前提となる。 |
| 28 | ①前年度のデータが4項目そろっていない場合②前年度データが血糖検査が随時血糖である場合、総コレの場合③前年度データが全くない場合は国庫補助金対象外となる。 |
| 29 | ①詳細な健診を含めて全ての結果が揃わないと結果送付や請求ができないことに注意が必要。 ②他の医療機関において最近の結果が明らかで再度検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者については、基準に合致していても詳細な健診を行う必要はない。 |
| 42 | ・データファイルにおいては、前回の健診結果ではなく、「実施理由」欄に記載された医師が判断した理由及び「健康診断を実施した医師の氏名」欄に記載された医師の氏名を確認することとなる。 |
| 44 | ①高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者については、基準に合致していても詳細健診を実施する必要はないのが原則。(治療の一環として行う必要がないのであれば実施する必要はないと考えられる) ②医学的管理下のあるものが、特定健診として詳細健診を実施する必要がある場合は、健診後に保健指導を行う際の参考とする場合であるが、そもそも受療中の者は保健指導対象外なので、実施の必要はない。 |

2. 長寿健診 (75歳以上の健診)、40歳未満 (生活保護受給者含む) の健診について

40歳未満の健診、長寿健診について

<各健診の違い>

○特定健診

- ・40歳から74歳までの者は、高齢者医療確保法に基づき、医療保険者が特定健康診査を行う。(義務)

○長寿健診

- ・75歳以上の者は、高齢者医療確保法に基

づき、後期高齢者医療広域連合が健康診査を行う。(努力義務)

基本的には市町村国保の特定健診と同じ項目・単価となるが、腹囲の測定、詳細な健診は実施しない。

○40歳未満の健診

- ・1及び2に該当しない者は、健康増進法に基づき、市町村の衛生担当部局が健康診査等を行う。(努力義務)
- ・40歳未満の方及び生活保護受給者が対象

となる。

・基本的には市町村国保の特定健診と同じ項目・単価となる。

75歳に達する者の取り扱いについて

特定健診・特定保健指導

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（基準省令）によれば、これまで特定健診及び特定保健指導の実施年度において75歳に達する者については、保険者が特定健康診査等を実施する最低限の対象者として法令上義務づけられていなかったところでありました。しかしながら、特定健康診査等の実施年度に75歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくなく、これらの者については75歳に達し高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険

者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般公布された基準省令の改正では、

- ①特定健康診査の対象者として、当該年度において75歳に達する者（75歳未満の者に限る）も含めること。
- ②特定保健指導のうち動機付け支援の対象者の要件として、当該年度において75歳に達する者（動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る）も含めること。
- ③特定保健指導のうち積極的支援の対象者の要件として、当該年度において75歳に達する者（積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る）も除くこと。

とされており、本改正省令は平成21年4月1日から施行することとなっております。

平成20年11月18日付保発第1118001号厚生労働省保険局長通知の要旨

